

就業構造基本調査を実施します

就業構造基本調査とは？

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施するもので、皆さんのが就業に関する状況について現状を正しく把握し、安心して働く社会を実現していく、国や地方の施策の基礎となる重要な調査です。

9月から10月にかけて村で任命した調査員が対象地区の各家庭を訪問します。対象の世帯の皆さんには調査に対してのご協力をよろしくお願いします。

今回の南阿蘇村における調査対象地区は国により無作為に選定された以下の4地区中の一部です。 調査員（敬称略）と併せてお知らせします。

- ①乙ヶ瀬区 (A+Bリゾート敷地を一部含む)
調査員：森崎裕
- ②栃木区（一部）
調査員：川崎遙
- ③両併2区の一部（中郷、竹崎）
調査員：藤本哲次
- ④第七駐在区の一部（摺尾）
調査員：岡山純也



今回の調査もインターネットによる回答を推奨しています。新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネット回答へのご協力をよろしくお願いします。

統計局HP



〈問い合わせ〉政策企画課 TEL0967 (67) 2073

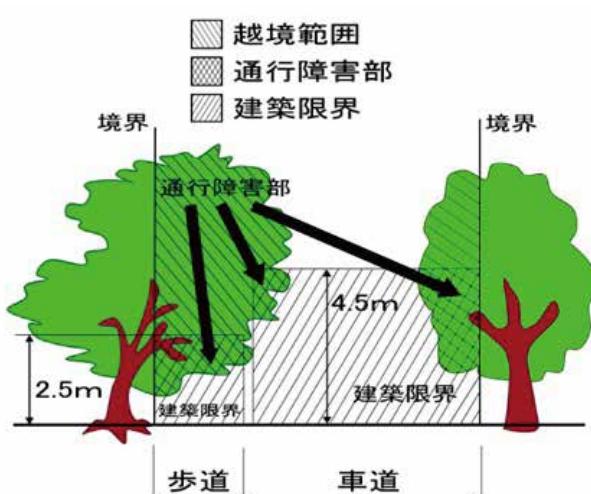
道路上に張り出している樹木の伐採について（お願い）

庭木などの剪定・伐採をおこない適切な管理をしましょう

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらいだけでなく、折れ木・落枝などが交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、村で剪定・伐採ができません。

折れ木・落枝などや樹木が道路にはみ出していることが原因で事故などが発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。

所有者の皆さんには適切な管理をしていただきますようお願いします。



※剪定・伐採の作業時には、通行車両や自動車・歩行者の安全確保と、樹木やはしごなどからの転落防止に十分ご注意ください。

建築限界とは

（道路法第30条、道路構造令第12条）

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木などが線路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木などが道路に張り出していると建築限界を犯している可能性があります。